

# 財団法人 神戸キリスト教女子青年寄附行為

1952年7月2日	認可
1981年7月20日	変更認可
1988年1月5日	変更認可
2001年3月12日	変更認可
2002年12月27日	変更認可

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人神戸キリスト教女子青年会（略称「神戸YWCA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神戸市中央区二宮町1丁目12番10号に置く。

## 第2章 目的及び募集

### (目的)

第3条 この法人は、キリスト教の信仰にもとづいて、青少年女子の人格向上をはかり、教養を深め、人間の尊厳を守り、奉仕の精神を養い、全世界の友と共に平和と正義のために活動することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 心身の健全な発育に資する事業（宗教々育、体育）
- (2) 知性の向上に資する事業（文化教養分野に関する専門教育、生涯教育）
- (3) 社会教育に資する事業（グループ教育、婦人に関する諸問題の調査・研究、国際教育、その他）
- (4) 社会奉仕に資する各種の事業
- (5) 活動達成のために土地、建物、その他の財産の所有と維持
- (6) 機関紙「YWCA」の配布
- (7) その他目的を達するため必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品及び補助金
- (5) その他の収入

### (資材の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、別紙財産のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の試算とする。
4. 寄附金であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

### (資産の管理)

第7条 基本財産のうち、現金は、次に掲げるものの中で、理事会の決議によって定める方法により、理事会が保管するものとする。

- (1) 確実な有価証券
- (2) 郵便貯金
- (3) 信託預金
- (4) 定期預金

### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、消費し、また担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由のあるときは、理事会の決議を経、かつ、兵庫県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

### (経費の支弁)

第9条 事業遂行に要する経費は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入、その他の運用財産をもってこれを充てる。

(事業計画及び予算)

第10条 事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の決議を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書とともに、監事の意見を付けて、理事会の承認を受けなければならない。

2.決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び事業報告の届出)

第12条 前2条の議決又は承認を受けた書類は、議決後又は承認後、遅滞なく兵庫県教育委員会に届け出なければならない。

(新たな義務負担等)

第13条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経、かつ兵庫県教育委員会の承認を得なければならない。予算内の支出をするため、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金以外の借入金をする場合も同様とする。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員及び職員

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

理事5名以上7名以内(うち理事長1名、及び常任理事1名とする。)

監事2名

(役員を選任)

第16条 理事のうち1名は、神戸YWCAの会長の職にあるものを充て、これ以外の理事および監事は、幹部委員会で選任する。

2. 理事長は、理事の互選により、これを定める。

3. 常務理事は、幹部委員会で選任された総幹事をこれに充てる。

(理事の職務)

第17条 理事長はこの法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2. 常務理事は理事長を補佐し、理事会の議決にもとづき、日常の業務に従事する。

3. 理事長に事故あるときは、常任理事がその職務を代行する。

4. 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定める事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は民法第59条の職務を行う。

(幹部委員等)

第19条 この法人に幹部委員を置く。

2. 幹部委員は、10名以上15名以内とする。

3. 会長は、幹部委員の互選により、これを定める。

(幹部委員を選任)

第20条 幹部委員は、この法の目的及び趣旨に賛同する者のなかから別に定める規定によって選任する。

(幹部委員の職務)

第21条 幹部委員は、幹部委員会を組織し、この寄附行為に定める事項を審議する。

(任期)

第22条 理事、監事及び幹部委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠による理事、監事及び幹部委員会の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 理事、監事及び幹部委員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(職員)

第23条 この法人の事務を処理するため、職員を置く。

2. 職員は、幹部委員会の推薦した者のなかから理事長が任命する。

3. 職員は、有給とする。

# 第5章 会 議

## (理事会の招集等)

第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認める場合又は理事現在数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

## (理事会の定足数等)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2を定足数とする。ただし表決を書面により他の出席者に委任したものは、あらかじめ通知のあった事項については、これを出席とし、表決したものとみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為の別に定める場合を除くほか出席者の過半数を持って決する。可否が同数であるときは、議長の決するところによる。

## (理事会の議決事項)

第26条 理事会は、この寄附行為の別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及びこれに伴う予算についての事項
- (2) 事業報告及びこれに伴う決算についての事項
- (3) 不動産の買入れについての事項
- (4) 第8条及び第13条に規定する処分等に関する事項
- (5) その他この法人の事業遂行上必要と認める事項

## (幹部委員会の招集等)

第27条 幹部委員会は、毎月1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認める場合、又は幹部委員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、幹部委員会を招集しなければならない。

2. 幹部委員会の議長は会長とする。

## (幹部委員会の定足数等)

第28条 幹部委任会は、幹部委員現在数の3分の2を定足数とする。ただし表決を書面により他の出席者に委任したものは、あらかじめ通知のあった事項については、これを出席とし、表決したものとみなす。

2. 幹部委員会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否が同数であるときは、議長の決するところによる。

(幹部委員会の職務)

第 29 条 幹部委員会は、理事会の付議する事項のうち、理事会が重要と認めるものについて、あらかじめ審議する。

(議事録)

第 30 条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名が署名押印の上、これを保存する。

次の事項は、下記のとおりとする

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は幹部委員の現在数及び出席者
- (3) 会議に現に出席した理事又は幹部委員の氏名
- (4) 第 25 条第 1 項ただし書又は第 28 条第 1 項ただし書による表決委任した理事または幹部委員
- (5) 議事事項
- (6) 議事の経過及び発言者の発言要旨
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事現在数及び幹部委員現在数の各々の3分の2以上の同意を得、かつ、兵庫県教育委員会の認可の許可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第32条 この法人を解散する場合は、理事現在数及び幹部委員現在数各々の4分の3以上の同意を得、かつ兵庫県教育委員会の許可を得、かつ兵庫県教育委員会の許可を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の同意を得、かつ、兵庫県教育委員会の許可を得て、日本キリスト教女子青年会維持財団又はこの法人の目的に類似する目的を有する公益事業を行う法人に寄附するものとする。

## 第7章 補則

(細則)

第34条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。